

令和 7 年 3 月 28 日
(一社) 高知県建築士事務所協会

【重要】建築士事務所登録手数料の改正について

令和 7 年 4 月 1 日以降の申請受付分より、建築士事務所登録手数料が下記のとおり改正されます。

■一級建築士事務所登録手数料

3/31 まで【改正前】17,000 円 → 4/1 以降【改正後】25,000 円

■二級・木造建築士事務所登録手数料

3/31 まで【改正前】12,000 円 → 4/1 以降【改正後】25,000 円

※郵送の場合、到着が 4/1 以降となる場合は改正後の料金となりますのでご注意ください。

申請の際は、最新の事務所登録手数料をご確認ください。

また、建築士事務所登録の更新手続きは登録満了日の 30 日前までとされており、更新の申請手続きを 60 日前から受付けています。

期限に余裕をもってお早めにお手続きされることをおすすめします。

高知県公報（令和 7 年 3 月 28 日発行）で高知県建築基準法条例の一部を改正する条例が発行されました。

高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第15号

高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第8条第1項中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額」を「**1件につき25,000円**」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県建築士法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。